

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉に関する意見（その２）

２０１３年（平成２５年）７月１９日

日本弁護士連合会

日本が環太平洋パートナーシップ（以下「ＴＰＰ」という。）協定交渉に参加する場合には、以下の１～４に記載した事項に関し、必要な措置が講じられるべきである。

１ 協定交渉分野「分野横断的事項」について

日本が締約国となっている人権諸条約及び日本国憲法における人権規定とＴＰＰ協定の規定が抵触する場合には前者が優先し、人権状況を改善するための規制ないし措置が非関税障壁であるとして、ＴＰＰ協定を根拠に撤廃ないし緩和されることのないように措置を講じるべきである。

２ 協定交渉分野「投資」を中心とした全般について

ＴＰＰ協定において投資家保護に関する「投資家と国家間の紛争処理」（以下「ＩＳＤＳ」という。）条項が規定された場合、既存の投資協定締結国の投資家（外国企業）に加えて、ＴＰＰ協定加盟国の投資家（外国企業）からも仲裁の申立てを受ける可能性が生ずる。仮に、前述した投資家（外国企業）から投資協定仲裁の申立てがなされた場合には、政府がこれに対応する負担とリスクを負うこととなる。新たな規制やルールの導入にあたり、それが投資保護条項に照らして違法となりうる基準（とりわけ「収用措置の禁止」「公正衡平待遇」等）は必ずしも明確ではないことを理由に、政府の規制やルールの整備に対する萎縮効果をもたらす可能性が指摘されている。また、条約は国内法に優先するため、外国投資家の利益を保護するための手続であるＩＳＤＳ条項によって、国民主権・民主主義との緊張関係が生ずる可能性も指摘されている。

これらの懸念事項を踏まえ、濫訴防止のための対応策や環境保護、公衆衛生・医療、消費者保護等に関する合理的な規制の確保を目指すべきであり、ＴＰＰ協定におけるＩＳＤＳ条項を巡る論点について、慎重に検討すべきである。

なお、現段階では、交渉内容の詳細が不明であり、ＴＰＰ協定の投資保護規定においてＩＳＤＳ条項が用意されている場合には、協定の締結自体について強い懸念を示す意見もあった。

3 協定交渉分野「政府調達」について

日本では各地方自治体において、千葉県野田市を皮切りに公契約条例が制定されており、今後も増加する傾向にある。これによって最低賃金の引き上げ等の労働条件の改善がなされており、地域経済の活性化にもつながっている。T P P 協定交渉の政府調達分野においては、投資、貿易促進を理由として、かかる公契約条例が非関税障壁とされ、その成果が失われないようにすべきである。

4 協定交渉分野「知的財産」について

(1) 「視覚で認識できない商標」について

「視覚で認識できない商標」に関し、日本は「音の商標」については、今秋にも国会提出予定といわれている商標法改正案が成立した場合には、導入がなされる見込みである。「においの商標」については、導入している欧米においても維持されている登録例はわずかであり、その必要性を含めて、導入にはさらなる議論が必要である。

(2) 「地理的表示の保護法制」について

「地理的表示」について、日本には、地理的表示に関連する制度として①不正競争防止法第2条1項13号（品質誤認表示の禁止，知的所有権の貿易関連の側面に関する協定「T R I P S」第22条に対応），②酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の6に基づく産地表示（国税庁告示）及び製法（法令解釈通達）（T R I P S 第23条に対応）及び③地域団体商標（商標法第7条の2）がある。このうち、地域団体商標は、地域の名称・商品又は役務の名称からなる商標について全国レベルの周知性を緩和して地域ブランドについての団体による商標権取得を容易化したものであり、上記商標法改正案においては、さらに、主体要件の緩和が予定されている。加えて、証明商標制度の活用も検討されているところである。

なお、地理的表示の保護制度として、商標権による独占権としてではなく、E U の制度のように、「原産地を示す名称」に限り、行政・管理団体がコントロールする生産基準・品質基準（公示）を満たすものみに使用を認める制度（独占権なし・存続期間なし）もある。このようなE U の地理的表示制度を巡ってはW T O においてE U と米国間で議論が継続しており、地理的表示保護制度と商標制度との調和が必要とされている。また、事柄の性質上、国際レベルの保護と国内レベルの保護の視点が考慮されなければならない。よってT P P 協定において議論対象となる場合には、地理的表示に関し、審査基準や商標等の既存名称との関係整理も視野に入れて十分な検討をする必要がある。

(3) 「著作権の保護期間」について

知的財産分野における T P P 協定の個別交渉項目の中には「著作権の保護期間」の問題が含まれている。著作権保護期間の延長問題について、当連合会は、2006年12月、関係者からの意見聴取のプロセスを踏んで慎重に検討されるべきであるという意見を表明しているが、仮に保護期間が延長される場合には、同時に、いわゆる「孤児著作物」(orphan works)の問題の解消策が講じられるべきである。

孤児著作物の問題については、国際的にも、第一次発行国における「入念な調査」(diligent search)と欧州共同体商標意匠庁(OHIM)への登録を要件に「権利者不明著作物」の自由利用を認めるEU指令や、北欧を中心に採用されている「拡大集中許諾制度」など様々な制度が試みられている。日本においても、2009年の著作権法改正により、裁定制度の対象に実演が加えられるなどの対策がとられているが、必ずしも使い勝手が良いとはいえず、未だ十分に活用されてはいるとはいえない。保護期間延長の議論においては、延長が著作物の利用・流通の障害とならないための実効的な対策が併せて検討されなければならない。

(4) 「著作権侵害事件の非親告罪化」について

知的財産分野における T P P の個別交渉項目の中には「著作権侵害事件の非親告罪化」の問題が含まれていると言われている。当連合会は、2007年2月に非親告罪化に反対する意見を表明している。著作物の利用は日常的に行われるものであって、非親告罪化は一般市民への影響が非常に大きいと考えられることから、慎重に対処すべきである。著作権は、言論や文化に密接にかかわる権利であり、非親告罪により一般市民の言論の自由や文化の発展を阻害する危険性がある。著作者人格権侵害の罪についていえば、人格的利益を保護法益とするので、被害者の感情に反してまで国家が介入するのは不相当であり、公に公訴提起することによってかえって被害者の被害を拡大する場合もある。

(5) 「インターネット・サービス・プロバイダの責任制限」について

仮に、インターネット・サービス・プロバイダの責任に関する詳細な規定がなされる場合には、プロバイダ責任制限法の改正も必要になってくると思われるが、その際、既に締結された日本とマレーシアにおける経済連携協定(EPA)第122条(著作権及び関連する権利)2項との整合性や法改正がインターネット・サービス・プロバイダ業界やインターネット・ユーザーに与える影響について十分な検討を行うべきである。

以上